

第1回医療法人の事業展開等に関する検討会 ～医療法人の海外展開に伴う出資について～

社会医療法人が過半数を超えて出資をする旨の要望資料

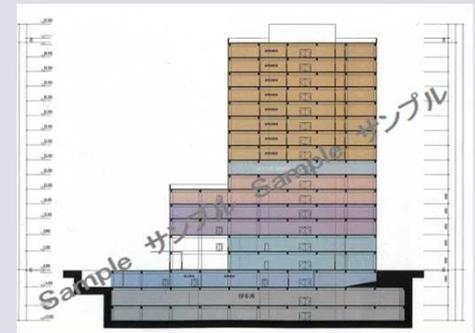
社会医療法人財団慈泉会(相澤病院)

平成25年11月6日(水)

慈泉会が進めている海外展開の取り組み概要

- ◆ 展開地域：中国 天津市 経済技術開発区 (TEDA)
- ◆ プロジェクト：リハビリテーション施設の設立とリハビリテーション医療の普及
- ◆ 現地協力病院：泰達国際心血管病医院 (公立3級甲病院)

設立予定のリハビリテーション施設



現地協力病院に隣接する土地に、地下3階・地上15階建ての医療センターが建設される。この医療センターには、約350床規模の脳神経疾患治療センターや、健診センターなどが入居する予定である。我々慈泉会は、このビルの5階部分(約3,000m²)を利用し、亜急性期から回復期の病床機能(20床程度)と、リハビリ訓練室や外来診察室などの機能を備えた、リハビリテーション施設を設立し、リハビリテーション医療の普及を図る計画である。

昨年度から経済産業省の「医療機器・サービスの海外展開に関する調査事業」も活用しながら、リハビリテーション施設の設立と運営の実現に向けて、現地協力病院と協議を進めながら、現地にて事業性調査等を実施している。

リハビリテーション施設の設立に対する出資スキーム(案)

中国国内における外資による医療機関設立に関する法制度

- ◆ 独資(外資100%)での医療機関設立は認められておらず、中国資本が最低でも30%は必要と規定されている。つまり、中国企業(医療機関等)との合弁医療機関となる。
- ◆ 投資総額は、2,000万人民币元(日本円で約3億4千万円)を下回ってはならない。
※1元=17円で換算
- ◆ 投資総額によって登録資本(いわゆる資本金)の最低額が規定されている。投資総額が420万ドル以下ときには、登録資本の最低額を210万ドルとしなければならない。
- ◆ 合弁期間は、20年を超えないこと(期間満了前に延長の再申請・再許可が必要)。

投資総額(340万ドル)

投資総額とは、企業の生産規模に応じて投入する必要のある基本建設資金及び生産、運転資金の合計を指す。

登録資本 (210万米ドル)



借入枠(投注差) (130万米ドル)

海外の銀行又は企業からの外貨借入枠(親子ローンなど)

中国で日本法人がマイノリティーとなった場合の懸念事項

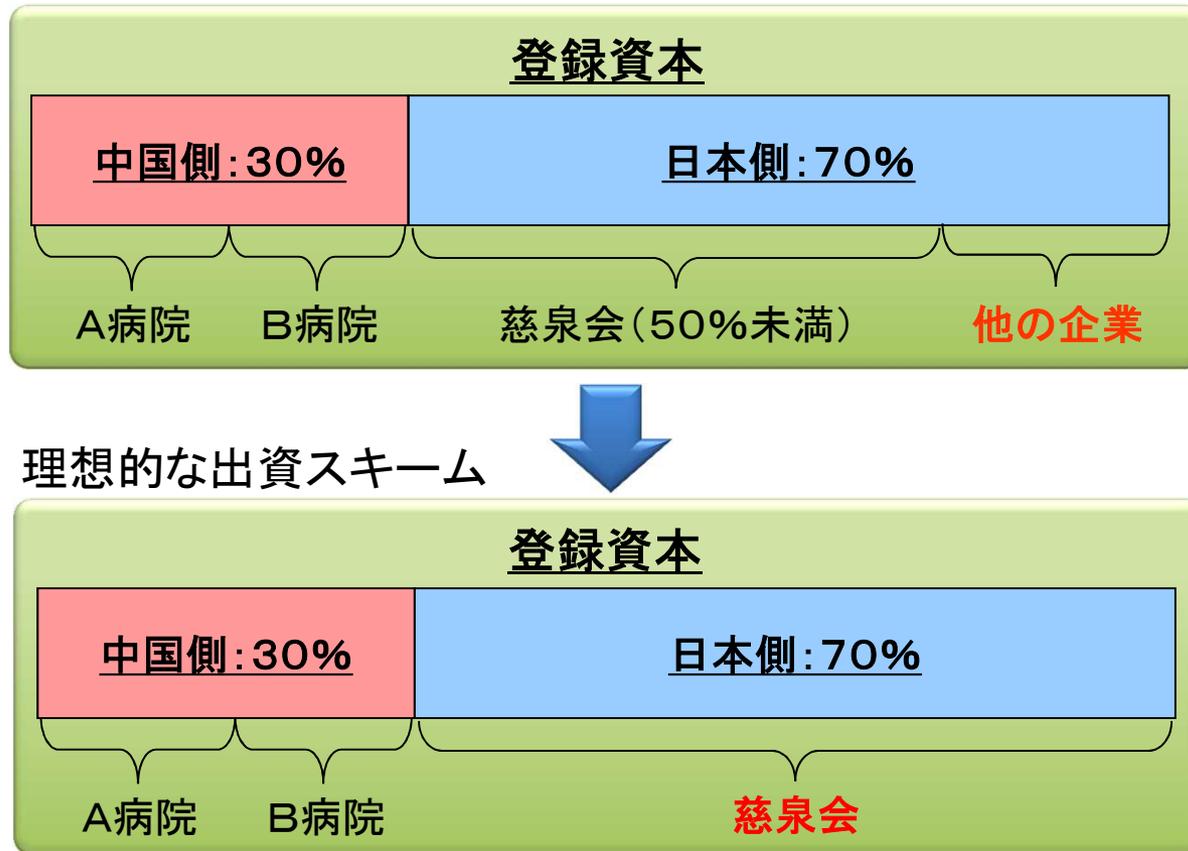
現時点では、社会医療法人が中国で医療機関を設立する際には、単独でマジョリティーを得ることが出来ないため、社会医療法人が事業経営の主導権を握ることが事実上困難である。

中国にてマイノリティーとして事業展開を図る際の懸念事項として以下の内容が挙げられる。

- ◆ 合併医療法人の最高決定機関である董事会(理事会)に対し、日本法人が任命する董事(理事)の人数が全体の3分の2以上となる可能性が極めて低く、法令で定められた全会一致決議事項以外のほとんど全ての重要事項について中国側が最終決定権を持つことになる。
- ◆ 董事長(理事長)や総経理(社長)など合併医療法人の重要なポストの指名権を持つことが出来ず、日常業務の執行や経理、人事等、全てのコントロールを失うことになる。
- ◆ 合併医療法人と締結した契約の変更や合併医療法人と将来締結する契約の条件交渉が困難となる。
- ◆ 経営の透明性が保障できなくなる可能性が非常に高い。
- ◆ 合併医療法人からの配当が少ない。

日本国内からの共同出資について

国内で共同出資者を募っているが、出資者を見つけること自体が容易ではない。また、他の日本企業からの出資比率が増加した場合には、慈泉会の出資リスクは低減できるが、影響力自体が低くなるとともに、それらの企業が有する「権利」が売却される懸念も残る。



慈泉会が、マジョリティーを確保することで、先に挙げたリスクの回避ができ、かつ日本の医療機関として持続的に透明性のある事業経営を行うことが可能となる。